平成２６年（フ）第１０３号
北海道苫小牧市明野元町１丁目10番15号　ベルメゾンＮＥＯ201
債務者　伊藤　信行
1　決定年月日時　平成26年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第２６３号
茨城県ひたちなか市大字高場1395番地１　照沼住宅
債務者　松本　健一
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２６４号
茨城県ひたちなか市大字高場1395番地１　照沼住宅
債務者　松本美奈子
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第７３号
群馬県桐生市永楽町１番35号
債務者　菅沼　照正
1　決定年月日時　平成26年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第７４号
群馬県桐生市桜木町1388番地の４
債務者　工藤　美希
1　決定年月日時　平成26年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第６０６号
千葉県市川市国分２丁目11番15号　パナハイツ篠102号
債務者　小林　文代
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６１７号
千葉市稲毛区園生町1221番地17
債務者　野﨑　　浩
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６２９号
千葉県船橋市藤原２丁目２番13号　アルビレオⅠ―205号
債務者　森　　博昭
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６４３号
千葉市若葉区若松町368番地　サン若松№１―201号
債務者　西尾　善幸
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６７１号
千葉県船橋市宮本３丁目２番31号
債務者　中島美代子
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６８５号
千葉県船橋市本中山６丁目８番２号　パレハイツＡ棟101号
債務者　井遠　幸生
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６９６号
千葉市稲毛区長沼町248番地２　オーベル稲毛長沼811号
債務者　榎　　智夫
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６９９号
千葉県八千代市村上1113番地１　２街区10棟401号
債務者　浅沼　道仁
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７０６号
千葉市若葉区千城台西２丁目17番２棟108号
債務者　吉田一二三
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７１３号
千葉市花見川区畑町551番地　エスポワールⅢ101号
債務者　宮間摩水光
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２３７号
新潟市北区須戸５丁目１番地11
債務者　丹野　真輝
1　決定年月日時　平成26年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２５７号
新潟市南区白根3090番地
債務者　金塚　千尋
1　決定年月日時　平成26年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
新潟地方裁判所民事部